

「結婚の自由をすべての人に」福岡高裁判決についての弁護士声明

2024年12月13日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟九州弁護士
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護士連絡会

1 はじめに

福岡高等裁判所第5民事部（裁判長裁判官岡田健、裁判官岸本寛成、同武智舞子）は、本日、「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟において、現行法令のうち、同性カップルを婚姻制度の対象外とするものは、憲法13条、14条1項及び24条2項に反することが明らかとの違憲判断を下し、国はこの状態を解消する立法措置に着手すべきとした。

各地の「結婚の自由をすべての人に」訴訟のうち、札幌、東京に続く、3件目の高裁での違憲判決である。

2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告（控訴人・上告人）らが、婚姻を異性間のものに限り、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）は、①婚姻の自由を侵害するものである（憲法24条1項、13条違反）、②異性（愛者）のカップルとの間に合理的理由のない差別を設けるものである（憲法14条1項違反）、③婚姻及び家族に関する立法として合理性が認められないものであり、国会の裁量の範囲を逸脱している（憲法24条2項違反）、という理由で違憲であると主張し、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠った国に対して、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。

本訴訟は、全国5地域の裁判所に提起され、地裁では、大阪を除く5つの裁判所（札幌、東京（1次・2次）、名古屋、福岡）で、高裁でも、札幌高裁、東京高裁（東京1次）で、違憲の判断が出されている。

九州訴訟では、法律上男性どうしのカップルである2組4名の原告ら及び法律上女性どうしのカップルである1組2名の原告らが、本件諸規定の違憲性を訴えており、原審である福岡地裁判決は、同性カップルらが婚姻制度によって得られる利益を一切認められず、自分が選んだ相手と法的家族になれないことが違憲状態であるとの判断をしていた。今回、福岡高裁は、上記のとおり、同性カップルを婚姻制度の対象外とすることは、憲法13条、14条1項及び24条2項のいずれにも反することが明らかであるとして、明確な違憲判断が示された。

3 判決の概要

本日の福岡高裁判決（以下「本判決」という。）は、本件諸規定は、同性カップルを婚姻制度の対象外とするもので、憲法13条、14条1項及び24条2項に違反するとの判断を下した。

本判決は、婚姻をするかどうか、誰を婚姻の相手として選ぶかについては、両当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられており、その意味で、婚姻についての個人の尊厳が保障されているとしたうえで、憲法は、婚姻について個人の自由を保障するだけにとどまらず、婚姻の成立・維持について法制度による保護を受ける権利をも認めており、これは、憲法13条が認める幸福追求権の一つであるとした。そして、こうした権利は、男女のカップルも同性のカップ

ルも等しく有しているにもかかわらず、両当事者が同性である場合には、婚姻にかかる法制度を設けず、法的保護を与えないことは、同性を伴侶として選択する者が幸福を追求する途を閉ざすものであると批判し、この意味で、同性カップルを婚姻制度の対象外とする本件諸規定は幸福追求権の侵害であって憲法13条に反するものであると断じ、その制約に合理性はないとした。

また、本判決は、同性カップルを婚姻制度の対象外とすることについては、合理的な根拠なく同性カップルを差別的に取り扱うものであって、憲法14条1項に違反することは明らかであるとした。そして、「端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法14条1項違反の状態は解消されるものではない」と指摘した。

さらに、上記のとおり、本件諸規定のうち、同性のカップルを婚姻制度の対象外とする部分は、個人の尊厳を定めた憲法13条に反するのだから、婚姻に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法24条2項にも違反するとした。

他方で、国会が、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定を改廃等しないことは、国家賠償法上の責任を生じさせ得るものとしながら、現時点では国会議員に故意や過失があると認めるのは困難であり、国家賠償法上違法とはいえないとして、本件控訴を棄却した。

4 本判決の意義

本判決は、婚姻の成立・維持について法制度による保護を受ける権利は憲法13条が認める幸福追求権の一つであるとし、同性カップルによる婚姻が制度上認められないことは憲法上許されず、それを制約することに合理性は見出しがたいとして、憲法13条、14条1項及び24条2項のいずれにも反することは明らかであると、明確に違憲の判断を下したものである。特に、本件諸規定が憲法の根本原理を規律する憲法13条に違反すると正面から判示したのは、地裁・高裁を通じ、本判決が初めてであり、高く評価できる。

さらに、本判決は、同性婚を認める場合には現行法とは異なる法制度を要するとの見解に対し、「法律上の親子関係の成否や戸籍への記載方法等の問題は、法令の解釈、立法措置等により解決を図ることが可能なもの」と指摘し、現行法において同性カップルの婚姻を認めないことの必要性や合理性を基礎付けるものではないとした。また、（自治体の）パートナーシップ制度や諸外国にみられる登録パートナーシップ制度等の別制度についても、「端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ」違憲の状態は解消されないと断言した。

本判決は、札幌高裁、東京高裁に続く3件目の高裁での違憲判決であり、これまでに判断を下したすべての高裁が、明確に違憲と判断している。そして、本判決により、全国で原告らが主張してきたすべての憲法上の論点について、裁判所が違憲と認める判断が出たことになる。

こうした一連の判決の流れは、司法が国会に対し立法での対応を強く要請しているものである。国会は、もはや現状を放置することが到底許されないことを強く自覚し、本件諸規定の改正に直ちに着手しなければならない。

5 最後に

「結婚の自由をすべての人に」訴訟の最初の一斉提訴（2019年2月14日）からの5年10ヶ月の間、各地の原告らは、自身の存立の根幹が揺るがされ続けている日々の苦しみを、勇気を振り絞って訴え続けてきた。また、原告ら以外にも多くの方々が、まさに人格的生存を危うくされているそれぞれの状況をつぶさに証言してくれたことも大きな力となって、ついに本訴訟において初となる憲法13条違反の判決へと結実したものである。

その背後には、今回の判決を知ることなく、自身が、あるいはパートナーが鬼籍に入られた
数え切れない先達の存在があることを、私たちは忘れてはならない。

この宝ともいうべき大きな一歩を、決して後退させることがあつてはならない。

関連訴訟の3つの高裁判決すべてにおいて、同性カップルを婚姻制度からはじき出す現行法
制度が明確に違憲とされた事実を、国は、今こそ真摯に受け止め、直ちに婚姻の自由と平等を
実現するため、法制化に着手すべきである。「（同性婚が認められないことによって様々な負
担に苦しむ方々の）声を傍観することはいたしません」との石破首相の答弁（今月5日衆議院
予算委員会）を曲げず、法制化を求める声を正面から受け止めることが求められている。

私たちは、結婚の自由と平等が完全に現実のものとなる日まで、みなさまと共に進み続け
る。引き続き、さらなるご支援をいただきたい。

以 上